

日本住宅性能表示基準（改正案）

第 1～第 5 略

別表 1（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
1 構造の安定に関すること（略）					
2 火災時の安全に関する こと	2-1 感知警報装置設置等級(自 住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共 同住宅等	等級（1、2、3又は4）による。	感知警報装置設置等級(自 住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚 知のしやすさ
				等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、す べての台所及び居室等で火災を早期に感知し、 住戸全域にわたり警報を発するための装置が設 置されている
				等級 3	評価対象住戸において発生した火災のうち、す べての台所及び居室等で火災を早期に感知し、 当該室付近に警報を発するための装置が設置さ れている
				等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、 <u>す べての台所及び寝室等1以上の居室</u> で火災を <u>早 期</u> に感知し、当該室付近に警報を発するための 装置が設置されている
				等級 1	<u>評価対象住戸において発生した火災のうち、す べての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付 近に警報を発するための装置が設置されている その他</u>
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時） ～ 2-7 耐火等級（界壁及び界床） 3 劣化の軽減に関すること ～ 10 防犯に関すること （略）					

別表 2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

		(い)	(ろ)	(は)	(こ)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の安定に関すること (略)						
2 火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
				等級4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている	
				等級3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
				等級2	評価対象住戸において発生した火災のうち、 <u>すべての台所及び寝室等1以上の居室</u> で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている	
				等級1	<u>評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている</u> その他	
2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時) ~ 2-7 耐火等級(界壁及び界床) 4 維持管理への配慮に関すること ~ 10 防犯に関すること (略)						

別表 2-2 略